

理 由

効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、市町村等による農業生産法人以外の法人に対する農用地の貸付事業を創設するほか、認定農業者に対する農用地の利用集積の目標の明確化等農用地利用規程の内容を拡充するとともに、遊休農地の農業上の利用の増進を図るための裁定による特定利用権の設定に関する制度を創設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。